

消防指導センターの業務内容について

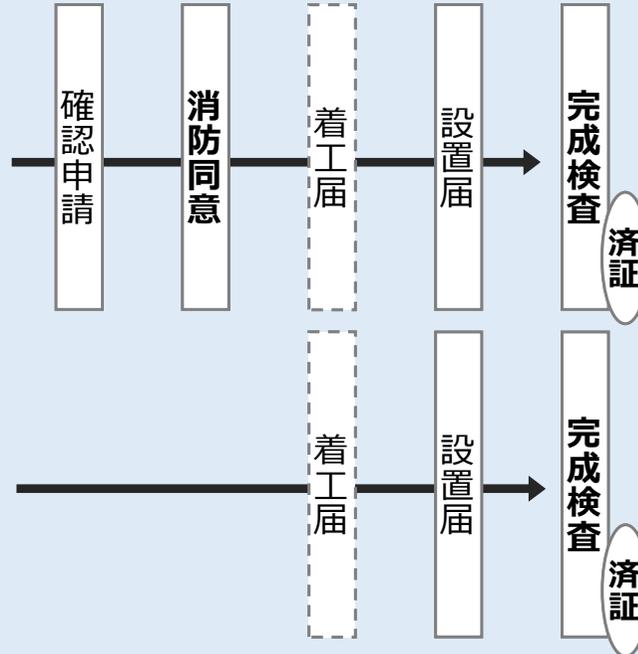
消防指導センター

主な建築行為

- ▶ 建築（新築・増築・改築・移転）
- ▶ 大規模な修繕（過半）
- ▶ 大規模な模様替え（過半）
（増築してその規模になる場合を含む）
- ▶ 特殊建築物への用途変更
（200㎡以上）

上記以外

- ▶ 過半に満たない修繕
- ▶ 過半に満たない模様替え
- ▶ 特殊建築物への用途変更
（200㎡未満）
- ▶ それ以外の用途変更



文化財に防災施設が設置される際に着工届、設置届が届出され、検査が必要となる場合は消防指導センターが対応します。



お問い合わせ
京都市消防局 予防部指導課
TEL：075-212-6924

－ 条例等事前確認事項 －

- ① 火気設備届出
- ② 少量危険物等届出
- ③ 防災物品
- ④ 個室型店舗の避難管理
- ⑤ 避難施設の管理 など

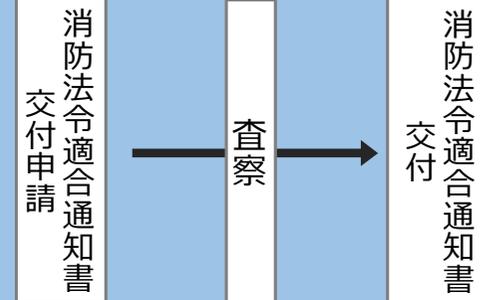
防火対象物使用開始届出

現地確認

◆ 消防指導センターの対応となるもの
消防設備指導と一連の事項については、
消防指導センターで対応します。
例) 消防設備の設置を伴う新築建物に
蓄電池設備を設置

消防署

防火管理者選任届
消防用設備等点検報告
消防計画作成届 など



－ 条例等事前確認事項 －

- ① 火気設備届出
- ② 少量危険物等届出
- ③ 防災物品
- ④ 個室型店舗の避難管理
- ⑤ 避難施設の管理 など

防火対象物使用開始届出

現地確認

◆ 消防署の対応となるもの
消防指導センターの対応となるもの以外は
消防署で対応します。
例) 消防設備の変更が無い既存建物の
蓄電池設備を更新